

後付け装置設置申込書兼誓約書

当社（個人である場合は私）（申込者）は、後付け装置設置に係る費用から安全運転サポート車普及促進事業費補助金相当額の控除を受けるため、以下を確認及び誓約の上、後付け装置の設置を申し込みます。

第1 運転者に関する確認

	確認事項	確認方法	店舗等確認欄 <input type="checkbox"/> に✓ 確認書類
①	氏名	2021年度に満65歳以上となる運転者の一覧を、後付け装置を設置する店舗等に提出(※)する ※提示のみでも可	<input type="checkbox"/> 申込者が提出(※)する2021年度に満65歳以上となる運転者の一覧
②	年齢要件	運転者の運転免許証写しを、後付け装置を設置する店舗等に提出する	<input type="checkbox"/> 運転免許証
③	車台番号	後付け装置を設置する車両の自動車検査証写しを、後付け装置を設置する店舗等に提出する	<input type="checkbox"/> 自動車検査証
④	補助金の状況	この車両につきサポカー補助金の車両補助を <input type="checkbox"/> 受けている/受ける予定 <input type="checkbox"/> 受けない	—

第2 誓約事項 (□に✓を入れてください)

次の事項を確認し、遵守することを、ここに誓約いたします。

- 一 転売を目的として後付け装置を設置しないこと。
- 二 後付け装置を設置する自動車を、事業の用途に供するとともに、専ら雇用している65歳以上の運転者に使用させること。
- 三 設置した後付け装置については、設置日から1年間は、原則として処分（補助金交付の目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。以下同じ。）を行わないものとし、処分しようとするときは、設置した店舗等に申し出るとともに、第八号の適用を受ける場合があることについて了承したこと。
- 四 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）の記に記載されている事項に該当しないこと。
- 五 後付け装置の機能と適切な使用方法について、店舗等から説明を受けたこと。
- 六 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けないこと。
- 七 後付け装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、補助事業者である一般社団法人次世代自動車振興センターが一切の責任を負わないことについて了承したこと。
- 八 前項各号の確認事項及び前号までの誓約事項に虚偽があった場合は、後付け装置取扱事業者または店舗等に対して、後付け装置の購入及び設置に係る費用から自己負担分を差し引いた額を支払うこと。

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私）は、後付け装置設置の申込みをするに当たって、また、一般社団法人次世代自動車振興センターの補助の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。